

2016

秋号

Autumn

No.13

2016年11月10日発行



八鍬税務会計 事務所通信

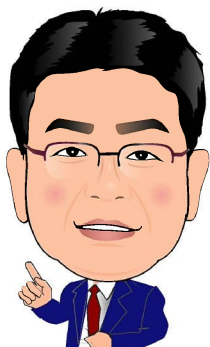
〒349-0114

埼玉県蓮田市馬込1丁目3番地

Tel 048-769-9551 Fax 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ インターバル速歩



ごあいさつ

温厚篤実 (おんこうとくじつ)

日本経済新聞紙上で7月1日から伊集院 静氏の「琥珀の夢」の連載がスタート。「鳥井信治郎と末裔」の副題どおり(株)サントリーの創業者 鳥井信治郎氏を題材とした小説。松下電器の創業者 松下幸之助は鳥井信治郎との出会いを忘れることなく、二人の関係を物語るにふさわしい逸話があります。

サントリー二代目社長 佐治敬三は創業者の偉業を称えるために自社築港工場前に鳥井信治郎の銅像を建立し、昭和56年その除幕式で来賓としてスピーチした松下幸之助が遠い昔を惜しむかのように語り始めた時のこと。

『私が鳥井さんと初めてお会いしたのは今から74年前の春でした。私は当時13歳で、生まれ故郷から大阪の船場に出て、ふたつめの奉公先である五代自転車店で働いておりました。店では主に船来の自転車を扱っておりまして、1台が100円から120円もする高級品で、今のお金に換算したら50万円を超えるような値段でございます。その店の上得意客に鳥井信治郎さんが経営する鳥井商店がございまして、店でも格別高級なピアス号に乗って船場の街を疾走しておりました。或る日、丁稚だった私はピアス号の修理を終えてお届けに向った際に、初めて鳥井信治郎さんに声をかけられ、「おー、よく来てくれた!」と迎えられ、暖かい大きな手で頭を撫でられたことを今でもはっきりと覚えております。「坊、気張るんやで!」と励まされた時の信治郎さんの笑顔が今でも目に浮かびます。今日の銅像の見事な出来栄と、あの空に“赤玉ポートワイン”をかかげた姿は、私が丁稚の時代に見た信治郎さんそのものです。』 その時87歳、高齢となった幸之助氏は体調のこともあって、ほとんど公の場に姿を見ることがなかったそうです。どうせ出席はないだろうと思いつつも送った招待状に、幸之助氏から出席の返事、それどころかスピーチまでも申し出てくれたことに、会場は水を打ったように氏のスピーチに聞きいったそうです。

幸之助氏が昔の恩義を忘れず、無理を押して出席してくれたことに佐治社長は感激し、それから間もない氏の葬儀の折は、その棺を自ら抱えて参列したそうです。

世に大成した人は数多くいますが、心温かく恩情にも厚い温厚篤実な人が多いのも確かです。

税務カレンダー

- 2016年11月**
 - ◆ 個人事業税 第2期・・・11/30 まで
 - ◆ 個人所得稅 予定納稅第2期・・・11/30 まで
- 2016年12月**
 - ◆ 固定資産稅 第3期・・・1/4 まで
 - ◆ 個人事業主 消費稅簡易課稅制度選択(不適用)届出書の提出期限
 - ◆ 年末調整手續
- 2017年1月**
 - ◆ 源泉所得稅 納期特例分・・・1/20 まで
 - ◆ 住民稅普通徵收 第4期・・・1/31 まで
 - ◆ 法定調書合計表の提出・・・1/31 まで
 - ◆ 給与支払報告書の提出・・・1/31 まで
 - ◆ 償却資産申告書の提出・・・1/31 まで

所長 八鍬 伸一

税 務 TOPIX

高額所得者を狙い撃ち!!

このところ高額所得者や富裕層を狙った税務調査が多くなりました。現在、富裕層を対象とするプロジェクトチームを構えるのは、東京・大阪・名古屋国税局のみだが、来年7月以降は全国に拡大する方針。また、給与所得控除も来年以後は最高220万円で頭打ちとなり、中間所得層まで課税が強化されることに。

生活保護世帯が急増

厚労省の発表によると、生活保護を受けている世帯が全国で8月1日現在163万世帯となり、過去最高を更新したことを伝えています。

主な原因は、高齢者世帯が83万件で全体の51.3%。このうち単身者が90%以上を占め75万件と圧倒的に多く、高齢かつ単身者が増えていることが判ります。

一方で母子家庭の受給件数は約10万件と少ないのが意外。



タワマン節税 対策が明るみに



タワマン節税に待った!! は前回号でお伝えしましたが、いよいよ具体的な中身が判明。早ければ平成30年1月以降に完成引渡しを受ける20階以上の高層マンションについては3つに区分して、上層階にいくほど高額な固定資産税を課税するというもの。はたしてどれだけの負担増になるのか。今後の成り行きに注目したいものです。

固定資産税が最大6倍に !!



昨年施行された 空家対策特別措置法。長期間放置され 周辺環境に悪影響を与えているとして、市区町村長から“特定空家等”として勧告を受ける事例が出はじめています。

普段 我々が支払っている住宅用の固定資産税は、多くの場合は特例で1/6に軽減されています。しかし、特定空家等として勧告を受けた場合、住宅用の軽減の対象から外され、現行の約6倍の固定資産税が課されます。空き地・空き家の有効な活用が待たれます。



NEWS WAVE

雇用促進助成金 120万円 新設

厚生労働省は、高齢者の雇用促進を目的として先月から助成金の受付を開始しました。この助成金は、65歳の定年引き上げ 又は 継続雇用制度を導入 することを条件に支給されます。

主な要件としては、

- ① 就業規則等を整備されており、かつ 改訂費用を要すること。
- ② 申請日前日に60歳以上の雇用者が1名以上いること 等。

支給金額に比して 要件が軽い制度です。

ご自身の事業所が、もしやと思った方は 申請してみたいかがでしょうか。



税金 Q&A

「経営力向上計画」の認定を！！

制度の概要

経済産業大臣が策定した生産性向上計画の指針に沿って、「経営力向上計画」を申請書にまとめ、大臣の認定を受ければ、さまざまな支援措置が受けられます。



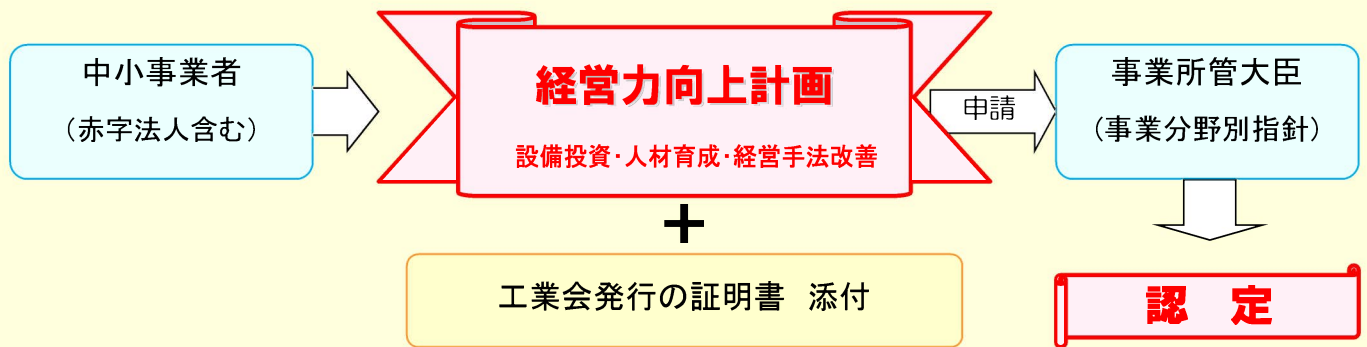
税理士 八鍬幸江

支援措置

- ① 取得した機械設備について
取得後3年間、固定資産税が1/2に軽減
- ② 政府系金融機関の低利融資、信用保証など融資条件が緩和

生産性向上に貢献する機械設備

- ① 160万円以上の資産を取得し、
生産性を1%以上向上
- ② メーカーを通じて証明書の発行依頼



- ・固定資産税の1/2軽減は取得の翌年から3年間です。
- ・今年申請しても、認定が年明けになると、実質2年間の軽減になります。
- ・経営力向上計画に係る認定申請書は、実質A4用紙2枚ですが、機械設備の証明書発行までの日数、申請から大臣の認定までに30日程度かかるので、年内スケジュールが無理なら、年明けじっくりと経営計画を策定し、3年間の軽減を確実に受ける事をお勧めします。

ものづくり補助金 1,000万円を目指せ！！

ものづくり補助金 平成28年度補正予算が8月31日に発表され、今年度は総額1,000億円超に拡大になって、いよいよこの11月7日に受付がスタートしました。

- 1 補助対象事業には、補助上限額 1,000万円（補助率2/3以内）
かなりハードルの高い審査ですが、経営力向上計画の認定を受けた企業はこの審査の際、一定点加点され有利になります。
各種補助金の受給を考えている方は、まず経営力向上計画の認定申請から始めるのがベスト。
- 2 ものづくり補助金の受付は来年1月中旬頃まで（見込み）。採択率はこれまで例年約10%弱、約10社に1社の割合で採択され、支給を受けています。
- 3 今年は受付開始が早まりました。事業の課題、改善策などを整理し、チャレンジしてみたいかどうか。いづれにせよ申請書の作り方がキーポイントになります。

くわしくは、当事務所 担当者までご相談ください。

若返りや筋力アップにも！最近話題のインターバル速歩

インターバル速歩とは・・・

インターバル速歩とは、ややきつと感じるくらいの「早歩き」と「ゆっくり歩き」を3分間ずつ交互に繰り返すウォーキングのこと。

普通のウォーキングと比べ、体力が向上し、血圧、血糖値、中性脂肪、体脂肪といった生活習慣病に関わる指標の全てで改善することが確認されています。



インターバル速歩とは
早歩きとゆっくり歩きを交互に繰り返して行うウォーキング方法

☆インターバル速歩の効果（通常のウォーキングとの比較）

1. 消費カロリーが20%アップ（ダイエット効果アップ）
2. 体力が20%アップ（若返り効果アップ）
3. 高血圧や高血糖を20%改善（生活習慣病の予防・改善）

☆インターバル速歩の方法

1. 「早歩き」を3分続けたら、「ゆっくり歩き」を3分、これを1セットとし3セットから始め、慣れてきたら自分のペースで歩く回数を増やす。
2. 「早歩き」の際には、足に十分な負荷がかかっていることが重要。（筋力アップにつながる）
3. 正しい姿勢で、腕を後ろに振るようにしながら歩く（前傾姿勢にならない）
4. 「早歩き」のときは、できるだけ大股で歩く。（つまづき防止のため、かかとから着地する）



最後に5ヶ月続けると10%の筋力アップ（10歳の若返りに相当）が期待できます。さあ、今日から一緒に始めましょう!!

経営革新等支援機関で各種サポートを・・・

当事務所は、経済産業省が認定する“経営革新等支援機関”に認定されております。これは、中小企業経営力強化支援法に基づき国から認定を受け、公的な中小企業支援機関として位置付けられるものです。

この機関の認定を受けることにより、各種補助金や、税制上の優遇措置を受けられるなどのメリットがあります。

現在、『経営力向上計画』による固定資産税の軽減措置・金融支援と、『ものづくり・商業・サービス新展開』を支援する補助金制度の受付が始まっております。

当事務所が計画づくり・申請書の作成をサポート致します。

希望される方は、お気軽にお問い合わせください。

経営革新等支援機関から最新情報を発信！！
八鍬税務会計 NewsLetter

経営力向上計画の認定取得で審査が有利に！！
ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金
平成28年度補正予算案に約1,001億円！！（8月31日発表）

＜ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金（以下、ものづくり補助金）とは？＞
国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等が対象されます。補助金額は最大で1,000万円/補助率2/3です。

申請対象者	補助対象事業						
申請対象者 日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業者 ※「中小企業者」の定義につきましては毎号掲載させていただきます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一般的</th> <th>革新的サービス</th> <th>ものづくり技術</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助上限額：1,000万円 補助率：2/3以内 設備投資が必要</td> <td>補助上限額：500万円 補助率：2/3以内 設備投資が必要</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	一般的	革新的サービス	ものづくり技術	補助上限額：1,000万円 補助率：2/3以内 設備投資が必要	補助上限額：500万円 補助率：2/3以内 設備投資が必要	
一般的	革新的サービス	ものづくり技術					
補助上限額：1,000万円 補助率：2/3以内 設備投資が必要	補助上限額：500万円 補助率：2/3以内 設備投資が必要						
加算対象者 以下に該当する事業者は審査の際に加算されます。 ① 奥上げ等に取組む企業 ② 海外展開に取り組む企業 ③ 経営革新計画の承認を受けている企業 ④ 経営力向上計画の認定を受けている企業（一般型のみ） ⑤ 小規模型に転換する小規模事業者	■ 補助対象経費：機材費、技術導入費、運搬費、専門委託費 ■ 認定支援機関で対応できます～ ・各種補助金申請 ・経営革新計画の作成 ・認定 ・審査会での発表訓練 など						

「経営力向上計画」とは7月1日よりスタートした、事業計画の新たな認定制度です。
ものづくり補助金の申請をお考えの方は早めに当事務所へご相談ください

八鍬税務会計(経営革新等支援機関)
TEL:048-769-9551 FAX:048-769-9550
〒349-0114 埼玉県蓮田市扇込1丁目31番地

ご相談は 八鍬会計 まで

税務会計や相続対策・事業承継・補助金申請など、お気軽にご相談ください。

また、新たに事業を始める方や税金・資金繰り等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

本通信も創刊より丸三年が経過し、13号まで発刊することができました。

まもなく師走。一年が本当に早く感じられます。これから何かと忙しい時期を迎えます。どうか体調を崩さぬようご注意ください。

連絡先 八鍬税務会計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 八鍬 鈴木 黒須